

会 議 録

会議の名称	平成26年度第1回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成26年7月17日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 久保秀樹委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・渡邊儀一郎委員・石塚卓也委員・向山晴子委員・河村良一委員・池田義典委員代理・丹代了委員・大原喜美子委員・永井實委員・高野和美委員・新 義友委員・小澤 進委員・山路憲夫委員・中山文人委員・西山三郎委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・田中健康福祉部次長・野口子ども家庭部長・野々村子ども家庭部次長・鈴木地域福祉推進課長・金野高齢介護課高齢福祉係長・花田障害支援課長・空閑健康課長・河村生活福祉課長・星野子ども総務課長・高柳子ども育成課長・半井児童課長・森脇子育て支援課長・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課課長補佐</p> <p>●欠席者：伊藤浩介委員・藤岡孝志委員・小杉眞紗人委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 あいさつ</p> <p>4 新任委員及び職員自己紹介</p> <p>5 会長選出(会長あいさつ)</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 個別計画推進部会報告【資料3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成計画推進部会 ・障害者福祉計画推進部会 ・高齢者在宅計画推進部会 ・地域保健計画推進部会 <p>(2) 東村山子ども・子育て会議について【資料4】</p> <p>(3) 個別計画進捗状況報告【資料5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画 ・地域保健計画、健康ひがしむらやま21 <p>(4) 東村山市地域みまもりネットワークについて【資料6】</p> <p>(5) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について【資料7】</p> <p>(6) その他</p> <p>7 閉会</p>				

問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 新井 泰徳 電話番号 042-393-5111 (内線3183) ファックス番号 042-394-7399
--------	--

会 議 経 過

会長選出（会長あいさつ）

委員互選により久保秀樹委員が保健福祉協議会会長に選出された。

議事

（１）個別計画推進部会報告【資料３】

（資料をもとに個別計画推進部会について報告がなされた）

○会長

ここまででご意見・ご質問はございますか。

○委員A

高齢分野について、資料３－２にある「パブコメの実施」とはどのようなことでしょうか。

○高齢介護課

文言の省略があり申し訳ございません。パブコメとはパブリックコメントが正式名称で、市民のみなさまに計画案を公表し、それについてご意見をいただくといったものでございます。計画策定を行政のみで行うのではなく、市民のみなさまの意見を積極的に取り入れていきたいということで実施しております。

（２）東村山子ども・子育て会議について【資料４】

（資料をもとに子ども・子育て会議の概要等を説明）

○会長

ご意見・ご質問はございますか。

○委員B

子ども・子育て会議で協議されている中で児童クラブについて３点お伺いします。１つ目は、国の方で児童クラブと一体化した方がよいと言っている放課後子ども教室という事業がありますが、これについてどのように考えていらっしゃるのか。２つ目は、国では財源等について不確定な部分も多い状況ですが、東村山市において「質や量の担保について、これは譲れないポイントだ」というものはありますか。３つ目は、東村山市での基準条例作成のスケジュールについてお伺いします。

○児童課長

１点目の放課後子ども教室の一体化については、国から「放課後子ども総合プラン」という文部科学省と厚生労働省両方から、「縦割り行政をなくし一体

化してはどうか」といったものが示されたところであり、当市の子ども・子育て会議の中では、そこについての議論はまだ行われておりません。

2点目ですが、平成25年につくりあげた市のガイドラインを尊重し、国が示している概ね40人に対して2名という基準について、3名体制を堅持していきたいと考えています。

3点目ですが、基準条例作成のスケジュールにつきましては、子ども・子育て会議で検討をしていく中で決まっていきますので、現状では未定でございます。

○子ども家庭部次長

補足させていただきます。

放課後子ども教室については東村山市では4校のみの展開となっており、当面拡充する予定はなさそうです。子ども家庭部では、児童クラブと放課後子ども教室は似て非なるものという考えを持っております。つまり、例えば「放課後子ども教室を拡充することで、児童クラブの整備はしない」という事ではなく、量の見込み・確保等についてはこれから子ども・子育て会議の中で議論してまいります。基本的には児童クラブの不足分は児童クラブで増やしていくという事でございます。

次に、質と量の担保についてです。これは3点目の基準条例のご質問にもかかっています。平成25年のガイドラインは双方大切にしてきたものであり、国基準のまま条例化を行った場合にはガイドラインが吹き飛んでしまいます。国基準とガイドラインを横並びにして見てみますとガイドラインが国基準を上回っている点や、国基準がガイドラインを上回っている点がございます。これを整理していく必要があります。現在作業を進めております。この作業の中では学保連様の意見も取り入れていきたいという事で、お話を始めたところです。これらを踏まえると、基準条例の上程時期は9月では厳しく、きちんと吟味したものを12月議会にあげるべきではないかと考えております。

未定の部分も多いですが、コンセプトとしては以上のとおりでございます。

(3) 個別計画進捗状況報告

・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画【資料5-1】

(資料をもとに高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画進捗状況を説明)

○会長

ご意見・ご質問はございますか。

○委員C

P.5(2) 地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築に「地域包括支援センターによる365日24時間の相談体制を継続実施した」とありますが、現実としてどれくらい扱ったのか。救急行政側として、実感がないのですが。というのも、ここ半年の間に15回ほど救急隊に対して「ベッドから落ちたので上げてほしい。病院搬送は不要です。」といった類の通報がありました。地域包括支援センターにはそのような情報は提供しておりますが、最初に連絡する場所として119番となっているのが現状です。365日24時間とうたうのであれば、地域包括支援センターに連絡が行くべきではないかと思えます。ベッドから落ちたので上げてくださいというのは福祉の範疇かと思えます。要援護者名簿の活用につつま

しては、救急隊に対して328件ほど情報提供を行い、309件ほど搬送させていただいたといったような効果は表れておりますが、24時間の見守りという分野については、向上させていただきたいなという意見でございます。

○高齢介護課

包括支援センターでは24時間電話を受け付けられる体制をとっております。実績につきましては、各圏域1000～3000件程度訪問を行っております。今のお話にございました「ベッドから落ちてしまい助けてほしい」という内容は、今後、ひとり暮らし高齢者が増えてくる中で、どのようなケアをしていくべきかが課題であると考えております。

○委員C

管理している皆さんに現場を見ていただきたいと考えております。必要があれば現場に同行していただきたいなと考えております。そのために消防署から必要な連絡については行うことができます。

○健康福祉部長

地域包括支援センターで動ける範囲については動かさせていただいております。現場についても、市では状況に応じて保健師を含めた訪問をしており、特に緊急対応につきましては市と包括が同行して対応を行っております。すべてを地域包括支援センターで対応するには現在の包括の体制では困難でありますし、「緊急事態」と「手助けに近い支援」もあわせて、どのように地域を作っていくかが今後考えていかなければならない施策であると認識しております。

○委員C

もうひとつ、当市における課題として、社会復帰をされている精神疾患の方が多いということがございます。その方たちは、頻回要請といいますが、警察や消防に頻繁に通報を行います。現場に何うと「帰れ」と言われることもございます。このような方々がいると近隣の方々もノイローゼになることもあります。この根底には「さびしい」「かまってほしい」という気持ちがあるのかとも思います。高齢のひとり暮らしと共通の課題であるかとも思います。これらもあわせて考えていただければと思います。

○健康福祉部長

精神障害者の方が多い傾向にあるという事は市の方でも把握しております。また、頻回に救急車を呼んでしまい、担当職員が注意をしても通じないこともございます。

今いただいたお話も含めて、色々な方々をどのように地域で見守るかというのは、福祉分野だけの話ではなく、地域コミュニティの再生という事も大きな課題となってくると考えています。これは高齢・障害に限らず子育て中の方についても同様であり、トータルで地域でどのように見守るかを考えていきたい。

○委員D

保健所でも近隣の方からの情報提供を受けることがございます。障害者の方は高齢者のケアマネのように「はっきりとした担当がいて対応する」という仕組みにはなっておらず、医療だけ、それも中断を繰り返しながらという状況も多いです。4

月に法改正があり、退院調整という、入院中から地域に向かって適合していくための支援をしていきたいと思いますという話が出てきています。また、精神疾患は非常に幅広く、発達障害傾向の方など、パターンを作ってしまうとうまくいかない方も出てくる。

さきほどから見守りの話が出ているが、公的な機関でないと難しいところ、専門機関につなげるべき事例、地域で柔軟に対応した方がよいものを分けていくような作業も必要でしょうし、そういう地域の方々の苦労もあると思います。そのための人材育成も必要であり、私どもでお手伝いをさせていただいているところもあると思います。ぜひまたお声掛けください。

○委員E

総合相談窓口について、福祉分野に限らずワンストップで解決できるようなもの、振り分けることが大事でしょうから、その機能を持つような総合相談窓口は、市町村によっては力を入れて進めています。東村山市もできればそのような機能を持つような総合相談窓口をつくっていただきたい。

また、24時間対応についてですが、地域包括支援センターは必ずしも24時間対応を看板に掲げているわけではないため、包括につながっていない一般市民は119番にすぐ通報してしまいます。包括の24時間窓口で対応できるのはこのようなことですよというのを明らかにしてほしい。そうしないと、包括につながっていない方は119番という循環が続いてしまいます。

○健康福祉部長

周知の部分で言うと、他市と違う所は、当市では老人相談員として民生委員の皆さまがひとり暮らし及び高齢者世帯を訪問いただいている中で地域包括支援センターの周知も図っていただいているため、介護認定につながっている方だけではなく、一定の認知度があるかと考えております。ただし、役割分担という所では、どこまでができて、どこまでができない事も整理した中でお知らせしていく必要があると認識しております。

また、総合相談窓口につきましては当市においても10年以上課題としてとらえておりますが、最終的にはマンパワーの部分、一定のスキルを持った職員の育成が必要であり、当市の規模の中ではこの部分がうまくいっていないという認識がございます。ただし、本来的にはワンストップが一番良いという事は事実かと思っておりますので、それに向けては今後また検討させていただければと考えております。

○委員B

近隣市に精神科病棟があることなどから、東村山市には精神疾患のある方が多く住んでいる事実があります。市の方で、平たく言えば福祉の面での「すぐやる課」のようなものがあつた方が良いのは明らかだと考えます。近隣市と協力して強化していった方がよろしいのではないのでしょうか。

・地域保健計画、健康ひがしむらやま21【資料5-2】

(資料をもとに地域保健計画、健康ひがしむらやま21進捗状況を説明)

○会長

ご意見・ご質問はございますか。

○委員F

骨粗鬆症予防教室後の自主グループについて教えてください。

○健康課長

骨粗鬆症予防のため運動の関係をを行うもので、体操のグループなど計6グループできております。

(4) 東村山市地域みまもりネットワークについて【資料6】

(資料をもとに現状を説明)

○会長

ご意見・ご質問はございますか。

○委員G

東京都水道局との協定を締結されたという事で、喜ばしいことなのですが、詳細な内容についてはこれから個別協議とのことでした。端的にいきますと、ライフラインを止められて孤独死をしているような事件が起きないようにというのが狙いだったわけです。水道局では主にメーターを見るだけなので(漏水調査の際等に関わることもあります)、その検針も嘱託等の方が行っているのではないかと推察されます。水道料金を払えないくらい困窮している方がいるのに水道を止める、するとどうなるかという、飲料水は公園でくんで来て、トイレも公園、ボヤがでて消すことができない・・・となることが一番心配。このような方をどうできるかが大切であると考えます。

料金を払ってもらえないと水道を止めるということについて、それは判るのですが、そこで市に一報入れていただきたいというのを、やりづらいかもしれないが、ここまで協定を締結されたので話し合っていたいただきたい。

また、電気・ガスについてどのような協定になっているのか、しっかりやっていただきたいと思います。

○地域福祉推進課

水道局との協議については今後行っていく予定です。その際にいただいたご意見についても参考にさせていただきます。

また、電気、ガスについての協定についても、年に一回程度、協定締結機関と連携会議を開催させていただいておりますので、いただいたご意見については同様に参考にさせていただきます。

○委員H

民間企業等との協定締結などを考えていただいておりますが、自治会という最小単位の団体が機能をしていないため、このような協定締結になっているように感じます。福祉分野の話ではないかもしれないが、自治会活動の活性化というのはセクショナル的にはどこなのでしょう。

○地域福祉推進課

市民部市民協働課にて対応しております。

○委員H

私は少数世帯の自治会長をやっておりますが、大きな自治会の場合は、近所付き合いの中での見守りというのはどうなるのでしょうか。つまり、自己発生的に市民が動き出すのを待っているのか、行政がひっぱっていく意識があるのかということですか。自治会活動と見守りの合築性についてどうかんがえているのでしょうか。

○地域福祉推進課

地域みまもりネットワークを構築する際には、市民協働課にも協議に参加いただき、検討を進めてまいりました。当市のみまもりネットワークには自治会も入っており、毎年度、自治会フォーラムの中でお時間をいただき市との協定について説明させていただいております。また、大規模自治会に対しましては自治会の総会での説明希望などがあれば、可能な限り参加し、制度の説明等を実施してまいりました。

○委員C

補足ですが、町会自治会単位で防災訓練を行う際に、消防署でも指導をさせていただいています。そのような場で情報交換を行うことが大事だと思いますし、それが活発な地域は防災訓練を企画したりもしています。行政主導だけというのも大変ですので、こういう方法もありますよという補足です。

○委員H

私どもの自治会は、まとまりがよいのですが、全体を見ると都営住宅などは横のつながりが少なく、みまもられるのが面倒臭いという方もいると聞いています。そういった自治会がまとまっていければ良いのではないかと思います。

○委員I

隣同士のつながりが一番の基本かと思います。社会福祉協議会では地域懇談会を実施しており、その町の住民に参加いただき、町の課題を取り上げ話し合いを行っております。萩山町を例にとると、横のつながりを大切にしており、あいさつ運動等に取り組んでいます。

災害の時だけという事ではなく、日常の生活の中でのつながりが大切であり、それにより災害時に助けあえるというものではないでしょうか。見守りというのは大げさなものでは無く、日頃からのつながりの中で生まれてくるのではないかと思います。

○委員F

老人クラブも地域のまちづくりという事で、地域の健康ときずなをつくろうと頑張っております。

○会長

要援護者台帳というのはどれくらいの頻度で見直されているのでしょうか。

○地域福祉推進課

要援護者台帳（手上げ方式）は随時申請を受け付けておりますので、定期的に更新を行っております。また登録された情報については他部署のシステムと連携しており、要介護認定情報等は最新のものになっております。廃止情報（死亡・転出等）

についても住民基本台帳と連動し削除を行っております。

○会長

個人情報保護についても問題ないのでしょうか。

○地域福祉推進課

本制度の開始にあたり、当市の個人情報保護条例に基づき、個人情報保護運営審議会に諮っております。また、関係団体への名簿提供につきましても、個人情報保護に関する協定書を締結することを条件に名簿提供を行っております。

○H委員

民生委員についての質問ですが、災害時のマニュアルについてですが、現在の民生委員の平均年齢はいくつくらいでしょうか。少し負荷がかかりすぎているのではないのでしょうか。民生委員だけではなく、福祉協力委員などの協力を得ること等も考えてみてはいかがでしょうか。

○地域福祉推進課

民生委員の皆さまが災害時に直接安否確認を行うことは、とりまとめ役の方がいなくなる懸念もあることから、マニュアルの中では「安否確認の指示ととりまとめ」に限りお願いしております。

○委員H

災害時に安否確認をお願いしたときに手伝ってくれる方がいなかったら、民生委員がそれを背負ってしまうのではないのでしょうか。

○委員J

民生委員の平均年齢は確かに上がっておりますが、定年もありますのでどんどんと上がり続けるわけではございません。平均年齢でいうと60代後半でしょうか。我々は「つなげる」ことが仕事でございます。日常の支援のなかでご近所も含めていろいろな見守りをするのですが、それは年齢関係なく動いてお話しができれば可能ではないかと思っております。また、東村山市の特徴として5～6月にかけて高齢者名簿の作成・調査をしております。住民票をもとに行っていますが、実態とは異なっている方もあり、これも安否確認につながっております。

防災マニュアルに関しましては事務局と会話しながら最近の情勢にあわせて市と連携して対応するために作り替えております。

○委員I

安否確認について、中高生を巻き込んで見守りをするのはどうでしょうか。

○健康福祉部次長

各避難所において避難所運営連絡会を順次作成中でございます。これらについてはこのような場でも協議されていくと思われれます。

○C委員

現在、消防では防災教育に力を入れております。応急救護の研修などをやっていたいております。避難所に人が集まった時に民生委員と連携して実施できるだけ

の体力を彼らはおもっております。もちろん教育委員会や学校との調整は必要となりますが、委員がおっしゃった内容は現実的だと思います。

(5) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について【資料7】

(資料をもとに現状を説明)

○会長 ご意見・ご質問はございますか。

○一同 (特になし)

閉会